

令和5年度 須賀川市立小塩江中学校 部活動に係る活動方針

1 目的 望ましい集団活動を通して、心身ともに健全な発達を図り、人間性を豊かにして、中学校生活の充実を図る。

2 種目 次の部を設ける。

《常設部》 ○卓球 ○バドミントン

《特設部》 ○陸上（男女） ○駅伝（男女） ○合唱（男女）

3 活動時間・休養日について

(1) 平日の練習について・・・2時間以内とし、期間は以下の通りとする。

① 4月～新人戦	18時10分	部活動終了	18時30分までに最終下校
② 新人戦～文化祭	18時00分	部活動終了	18時20分までに最終下校
③ 文化祭～2月	17時30分	部活動終了	17時50分までに最終下校
④ 3月	18時00分	部活動終了	18時20分までに最終下校
※ 三者相談期間中	17時00分	部活動終了	17時20分までに最終下校

(2) 休・祝祭日の練習について・・・3時間以内とする。（長期休業期間も含む）

原則として、午前は、8時30分から11時30分まで、午後は、12時30分から15時30分まで

① 週2日の休養日を設定する。

ア 平日（月～金）に1日の休養日を設定する。基本水曜日とするが、設定曜日については学校の実情に応じて変更することができる。

イ 土曜日・日曜日のいずれかを休養日とする。土曜日・日曜日2日続けて練習試合を行わない。

ウ **長期休業中については、土曜日・日曜日の2日を休養日とすることを原則とし、その場合は、平日の休養日は設けないこともできる。**

② 大会での参加で土曜日・日曜日に活動する必要がある場合は、必ず翌月曜日を休養日とする。

③ 練習は効率的に行い、長くても平日は午後6時30分完全下校とする。土曜日や日曜日に実施する場合でも生徒の体調を最大限に考慮する。

④ 定期テスト前の3日間は原則としてテスト勉強のため活動を中止とする。

（1・2学期期末テスト3日前、2学期中間テスト2日前、3学期期末テスト3日前）

(3) **特設部の活動について・・・練習時間については、常設部の活動以外に設定する。開設期間は当面の大会・コンクールまでとし、長期間（3ヶ月以上）は実施しない。平日は2時間、休日は3時間以内とする。**

例 特設駅伝部 7:30～8:30 特設合唱部 8:30～10:00 合計 2時間30分
常設部 10:10～12:30 合計 2時間20分（片付け含む）

*時間設定は、若干の変更があります。

4 活動場所

(1) 特設陸上、特設駅伝は校庭での活動を基本とする。（雨天時は体育館）

(2) 卓球部・バドミントン部は体育館での活動を基本とする。

(3) 特設合唱部は三階多目的室、音楽室での活動を基本とする。

※練習試合、大会等での会場・時間等についてはその都度確認する。

5 規 定

- (1) 全生徒が入部することを原則とする。※生徒の事情により、担任が判断し、校長に報告すれば変更可
- (2) 部には、指導者として、1人以上の指導者を置く。
- (3) 年度当初に、学級担任を通して「入部届」を顧問に提出させる。退部をする場合、保護者の承諾と学級担任の確認の上、退部の理由を記入し、「退部届」を学級担任を通して、部活動顧問に提出する。顧問は、部活動名簿の訂正を行う。
- (4) 新入生は、部活動編成前までは準備期間とし、最終下校時間を17:00とする。
- (5) 各部には、部長、副部長の役員を置く。
- (6) 部活動編成(4月中旬)で「部員名簿」、「年間活動計画」を作成する。
- (7) 部活動に必要な予算は、生徒会費、文化体育後援会費及び個人負担とする。
- (8) 大会参加料、協会登録料は文化体育後援会から負担される。大会前に請求するものとする。
- (9) 休日に部活動を実施する場合は、「休日の部活動実施届」に記入し、管理職の確認をとる。
- (10) 中体連以外の大会出場は、校長の許可、保護者の承諾を得てから参加する。また、文書により全職員に連絡する。休日の学校登校日に重なる場合は、学校長と相談をし、判断を得る。(登校日の出席を原則とする。)大会要項については、教委から調査があるため、すべて大切に保管する。(特に、県中大会以上は重要)
- (11) 決められた時間を厳守して活動する。長期休業(春、夏、冬)に関しては計画表を提出する。時間外の練習(朝、放課後)については、校長の承認のもと、保護者の承諾を得て実施する。
- (12) 始業式、終業式、授業参観日、職員会議の日には部活動は行わない。
- (13) 用具や活動場所は、顧問と部員で責任を持って管理する。活動後の清掃、用具の点検、整理整頓をしっかり行う。施錠については顧問が責任を持って行う。休日の校舎内の生徒の出入りを最小限にし、必要に応じて開閉を行う。
- (14) 顧問教師の指導助言のもと、部長、副部長を中心に活動させる。顧問(教師)が指導できない場合は、原則として活動させない。
- (15) 服装は、原則として学校指定の運動着とする。競技の特性などから、練習着等の着用が必要な場合は、顧問の判断で認めてもよいが、中学生にふさわしい派手でないものとする。
- (16) 部活動日誌の作成し、出欠状況や活動状況を記録し、事故やトラブル防止に努める。
- (17) 原則として、私有車による引率は認めない。しかし、やむを得ず生徒を私有車で引率する場合は、私有車使用届を提出する。
- (18) 顧問は、部活動の年間活動計画書並びに月活動計画書を作成し、生徒と保護者に配付する。

6 生徒指導上の確認事項

- (1) 学活終了時間(16時00分)を守り、すばやく移動させ、十分な活動時間を確保する。
(全校持久走開始時間 16時05分、部活動開始時間 16時20分)
- (2) 諸事情や係活動等で遅れる場合は、事前に必ず顧問に報告させる。
- (3) 中学生らしい服装で練習や大会に参加させる。(参考:中体連岩瀬支部大会運営上の共通理解)
(茶髪、眉ぞりをしている場合や、ピアス、ミサンガ、パワーリングを着用しての出場は認めない。)
- (4) 部活動終了時間を守り、下校後は、寄り道をせずまっすぐ帰宅させる。
(下校途中の買い食いは禁止とする。)
- (5) 部活動で自転車を利用する場合(休日、学校外の施設利用)は、必ずヘルメットを着用させる。
- (6) 3年生の引退後の活動については、原則として行わない。前期選抜や私立入試においてスポーツ面で合格し、高校入学後もその競技を行う意志の顕著な者のみ、保護者並びに本人の参加願を提出した上で、担任・顧問が承認した場合に活動を認める。

※ゴシック体の部分については、R1. 7. 19に追加。